

令和2年

1月号

January

広報 まつの



虹の森まつの保育園（すみれ組）



虹の森まつの保育園では、子どもたちが食育の一環として7種類の野菜を育てています。できた野菜は給食でおいしくいただく予定です。

令和二年 年頭のご挨拶



松野町長 坂本 浩

明けましておめでとうございます。町民の皆さまには、新元号「令和」のもとでの輝かしいお正月を、穏やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、町政運営に際し格別のご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。ここ数年来、異常気象が続いており、昨年も全国各地で災害が多発しましたが、松野町では一昨年の七月豪雨災害のような大きな被害はなく、比較的平穏な一年であったと感じています。しかし、南海トラフ地震やスーパー台風など、想定を超えるような大規模災害がいつ発生してもおかしくない状況であり、減災防災対策の強化、災害に強いまちづくりをさらに推進しなければならないと考えています。

私は、町長に就任以来「小さな町の大きな挑戦」を基本方針に、町政の舵取り役を担わせていただきましたが、その任期も残り一年となりました。新庁舎建設事業を始め、懸案の行政課題ひとつひとつに全力で取り組み、方向性を見出しつつ仕上げの作業に邁進していく所存でありますので、何とぞご支援のほどをお願い申し上げます。

令和の幕開けにあたり、改めて平成の30年間を振り返ってみると、日本の近代の歴史の中でも、最も平和で穏やかな時代であったと思われる。一方で、人口の減少と地方の疲弊、格差社会の顕在化などの大きな社会問題が先送りにされ、経済至上主義の都市部の価値観ばかりが優先されてきたように感じられます。では、これから始まる令和の時代に、松野町ではどのようなまちづくりを進めていくべきでしょうか。私は、まちづくりの具体的な目標として、次の三点を掲げたいと思います。ま

ず一点目は、五十年後も百年後も、この地で穏やかな人の暮らしが続いていること、二点目は、森の国の自然や文化、歴史が確実に次の世代に受け継がれていくこと、そして三点目は、今を生きる住民の皆さんに、幸せを実感していただくことです。これらの目標は、当然ながら私の任期中に達成できるものではありませんが、これから連綿と続く松野のまちづくりの歩みの中で、与えられた期間の責任を果たしていく所存です。そのため、新年度において、次の五つの分野においてそれぞれ重点プロジェクトを設定し、これまでの成果や問題点を反映させながら、その具現化に取り組んでまいります。

まず、福祉・保健の分野では、「健やかで生きがいに満ちた森の国」を実現するため、中央診療所の「かかりつけ医」としての機能を強化し、町民の皆さまひとりひとりに合った健康づくりを進めます。また、健康増進と生きがい創出のため、新たなスポーツ・レクリエーションの導入を図ります。

次に、産業振興の分野では、「賑わいと活気にあふれた森の国」を目指して、最大の懸案である担い手の育成・確保対策を強力に進めるとともに、滑床溪谷、虹の森公園を核とした民間事業者との協働による観光交流事業の再構築に努めます。

三番目の環境・防災の分野では、「安全で快適な暮らしの森の国」を構築するため、引き続き防災減災対策の推進、災害に強いまちづくりを推進するとともに、J R予土線など公共交通手段の維持、水道施設の耐震・老朽化対策に努めます。

四番目の教育・子育ての分野では、「子どもたちの夢が広がる森の国」を合言葉に、子どもたちの地域に対する誇りと愛着を育むカリキュラムを実施します。また、東京オリンピック開催を契機として、英語教育や国際理解教育の充実を図ります。

最後に、行政運営の面では、「揺るぎない行財政基盤の森の国」を構築するため、新庁舎建設事業の着実な進展とともに、住民自治の拡充を図るため地域づくり交付金制度の円滑な運用などに取り組みます。

四年前に国連のサミットで提唱された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念は、松野町でも真剣に取り組まなければならない内容となっています。その責任を果たすためにも、前述の重点プロジェクトを、役場職員の総力を結集して、スピード感をもって具現化していく所存でありますので、どうぞ皆様の温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。そして、本年が皆様と松野町にとって素晴らしい年になりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

11/9

チャリティーレクバレー大会

11月9日(土)、スポーツ交流センターでスポーツ推進委員会主催のチャリティーレクバレー大会が開催されました。

この大会は、スポーツに親しみ、スポーツを通して社会福祉に寄与することを目的に毎年行われています。

今年も町内外の各種団体や職域、スポーツクラブなどから32チーム、延べ228人が参加し、16時～18時の部・18時～20時30分の部・20時30分～22時30分までの3グループに分かれてリーグ戦を行い、和気あいあいとした雰囲気の中、試合が繰り広げられました。

また、ロビーでは「チャリティーうどん」の販売も行われ、選手たちは温かいうどんに舌鼓を打ちながら、親睦を深めていました。

当日は参加された各チームの皆さんから6万4773円の募金が寄せられ、この募金はチャリティーうどんの販売利益と合わせて、町内の「障害者支援施設ライフまつ」に寄付させていただきました。

温かいご支援をありがとうございました。



11/10

吉野生地区文化祭

11月10日(日)、吉野生交流促進センターを主会場に地元の文化団体や地域ボランティアによる文化祭が開催されました。

当日は天候にも恵まれ、特産品販売、杵つき餅実演販売、バザー、老人クラブのフリーマーケットなどが行われ大勢の買い物客で賑わいました。

交流センターでは、書道、生け花、押花絵、切り絵、油絵、写真、俳句作品、絵手紙や東小児童の作品が展示され、観客の目を引いていました。

午後からの芸能大会では、鬼城太鼓の演奏、吟詠・コーラス・大正琴、オカリナ、地元愛好会のカラオケ、日舞や東小児童や園児のステージが披露され、日頃の練習成果を十分に発揮し、満席の会場からたくさんの方々が拍手を送られていました。芸能大会終了後には餅まきが行われ、盛会のうちに締めくくられました。



11月9~15日

火災予防運動・ 防火パレード

11月9日から15日までの7日間、全国秋の火災予防週間に合わせて、町消防団でも10日(日)に防火デー行事として、消火中継訓練や各部消防車両による防火パレードのほか、消防施設の点検や各家庭に防火宣伝ビラの配布等、町内全域に火災予防を呼びかけました。



11月10日

松野滑床サイクリング

11月10日(日)、愛媛サイクリングの日に合わせて、初心者でも安心して参加できるサイクリングイベント「松野滑床サイクリング」が開催されました。このイベントは、サイクリングを通じて滑床溪谷の美しさや、町特産品を使った料理等を多くの方に再認識してもらうことを目的に開催されたものです。

道の駅虹の森公園まつのから滑床溪谷の万年荘を折り返す約32kmのコースで、中村知事をはじめ45名のサイクリストが秋に染まりつつある松野町を駆け抜けました。

万年荘到着後は、本町の特産品をふんだんに使った「おかあさんレストランバイキング」でお腹を満たし、食後にはオカリナ・ミニコンサートを楽しんでいました。多くの方に滑床の自然の美しさや町特産品の魅力を感じられるイベントとなったようです。



▶中村知事も参加！

10/20

町内音楽発表会

11月20日(水)、コミュニティセンターで、町内の小・中学校の児童生徒による音楽発表会が開催されました。
今回で61回目を迎えるこの発表会は、町内の小・中学校の児童生徒が一堂に会し、日頃の練習の成果を発表するもので、他校の発表を聞けるよい機会となっています。

開会後の全体合唱では、小・中学生全員で「ふるさと」を合唱。その後、小学生は元気のよい合奏や合唱を、中学生は美しい混声合唱を披露しました。
今年度は、松野中音楽部による箏アンサンブルが披露された後、中学校全校生徒による合唱も披露されました。
中学校3年生にとっては最後の発表会です。小学校から9年間、出演し続けてきた発表会の締めくくりはどのようなものだったでしょう。保護者の皆さんにとっても、子どもの成長を垣間見る発表会となったようです。



▶松野東小学校



▶松野西小学校



▶松野中学校

11/23

四国風景街道交流会

11月23日(土)、本町を会場に「四国風景街道交流会」が開催されました。これは、景観・自然・歴史・文化等の地域個性を生かした取組みによって、観光の振興や地域の活性化につなげようと毎年四国の各地で同協議会が行っているもので、本町では初の開催となりました。

当日は四国各地から約80名が参加し、第1部の現地見学会では、旧松丸街道や不器男記念館、滑床溪谷などを訪れ、第2部では旧南小学校を会場に、東京大学羽藤教授の基調講演や、地元が目黒の里ホテル愛好会など3団体による活動報告により活動の意義や現況について理解を深めました。
参加者は風景街道の取組みを通じて相互に交流を深め、今後の活動に向けて気持ちを新たにしていました。



▲第1部 現地見学会(不器男記念館)



▲第2部 基調講演・活動報告(旧南小学校)

11 16

森の国まつ劇団 河後森城武家儀礼

11月16日(土)、河後森城跡本郭で森の国まつ劇団による河後森城武家儀礼が行われました。

これは河後森城跡を身近な存在とするとともに、戦国時代の予土国境の歴史や社会について理解を深めることを目的とした復元プロジェクトです。

当日は、戦国時代の作法に基づいた所作で食事をするなど、河後森城で執り行われていたであろう武家儀礼を再現していました。



令和元年

住民座談会を開催しました

たくさんのご意見・ご提案

ありがとうございました

10月24日から12月2日にかけて、町内10部落で住民座談会を開催し、延べ211名の方に参加していただきました。今回の座談会では、町長が「町の重点施策6項目について」、担当職員から「新庁舎及び防災拠点施設建設事業について」それぞれ説明を行った後、意見交換を行いました。参加者からは、新庁舎建設事業や産業の振興に関することなど、貴重なご意見やご提案をいただきました。



不器男と万葉のことば

地域おこし協力隊 川嶋健佑

あけましておめでとうございます。あつという間に令和二年を迎えました。本年もよろしく願い申し上げます。

さて、令和という元号は初めて万葉集から採用された元号として話題を呼びました。「不器男の庭」ということで万葉集と不器男さんの作品について少しお話ししたいと思います。

不器男さんは俳句の世界に、いち早く万葉のことばを取り入れた作家でもありました。友人に宛てた手紙の中で「万葉のうつくしいのに驚いて、俳句にもそれを用いたらどうだろうと考え、天の川にそれ等の句を載せて頂いた事がありました」と語っています。不器男さんが作品を掲載していた雑誌「天の川」ではこういった不器男さんの俳句に対して「万葉語宣伝俳句」との批判もありましたが、万葉のことばを使ったすばらしい俳句も残しています。

ころぶすや蜂腰なる夏瘦女 芝 不器男

「ころぶす」は寝転んでいるという意味の万葉集に出てくる言葉です。寝転んでいる女性の腰が蜂のようにほっそりとした様子が描かれています。仮に「ころぶすや」が「寝転ぶや」に変わると俗な表現になってしまい、俳句が持っている情緒が失われてしまいます。「ころぶすや」とすることによってしっかりとした質感を味わうことのできる俳句になりました。

まちの投句箱

葛句会十一月例会句会 於 町民センター

御列や悠遠句う菊の紋
カフエに誘えばずと黙って日は短か
生き甲斐はこの土にあり種を撒く
亡き友の俳画に見入る文化祭
そのかみの森氏の居城天高し
日当りて庭のさざんか色の濃し
山里や柿の皮むく夜なべの灯
句会果つ木犀の香に深呼吸

伊井 はじめ
川嶋 健佑
伊藤 富子
金谷 重子
谷 きよし
布 康江
ひの たいら
三好 カンナ

葛句会 俳句鑑賞

日当りて庭のさざんか色の濃し 布 康江

翳つていた庭に日が射してくると山茶花の色が濃かったことにハツとする。淡い方が輝いて見えるのだらうが、「濃し」としたこと陰影が強調された。山茶花は庭の真ん中にはあまり植えないので、端っこに咲いているはずだが、しつかりと存在を感じることができる。(鑑賞 川嶋健佑)

俳句ポスト投句作品優秀句 十月投句分

しばらくは落葉の音をきいてみる

八幡浜市 井上ティコ

河後森の武士も見てたかつわの花

松野町 垣本 絹子

秋風に誘われて行く伊予路かな

宇和島市 中村 里子

紅葉さす木立ち川面に映りおり

田中志津代

緑碧の淵に漂ふ枯葉かな

松野町

選者 谷 きよし(葛句会会長)

町の人口

令和元年11月30日現在
※外国人を含みます。

世帯数 2,049世帯(+11世帯)

総人口 3,934人(+15人)

男1,834人 女2,100人
(11月中の異動)

〇出生 3人 〇死亡 7人
〇転入 39人 〇転出 20人

農業委員会だより（1月号）

**現況地目が変わった場合は法務局で
地目変更登記をしましょう。**

農地転用の許可を得て所有権の移転や住居を建築した場合でも、建物の登記をしただけでは、土地の登記上の地目はいつまで経っても農地のままです。現況地目が変わった場合は、法務局で地目変更登記をしましょう。

これは農地法と不動産登記法という異なる法律があるためです。不動産登記法第37条で『地目または地積に変更があったときは、所有者は1ヶ月以内に当該変更の登記を申請しなければならぬ』とされています。しかしながら、事業が完了しても地目変更登記をしていない事案があります。このように地目変更登記をしていない場合、何年か経過し、再度土地の所有権等を移転させようとしても、登記地目が農地のままであるため、すぐには移転手続きが出来ないこととなります。転用事業が完了したら、必ず法務局に地目変更登記を申請してください。

また、農業委員会が毎年実施している農地の利用状況調査の結果により、長年耕作が放棄され森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合には、非農地通知書を所有者等に送付する場合もあります。その場合も、法務局で地目変更登記をしなければ登記上の地目は変わりませんのでご注意ください。

不明な点は、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局
☎ 42・1114

各種無料相談所の開設について

1 行政相談

【日時】 1月10日(金)10時～12時

【場所】 町民センター 1階 婦人室

【内容】 行政に関する苦情や要望

【相談員】 山崎 ルリ子（行政相談委員）

2 心配ごと相談

【日時】 1月10日(金)10時～12時

【場所】 町民センター 1階 老人室

【内容】 心配ごと相談

【相談員】 民生児童委員

3 人権相談

【日時】 1月10日(金)10時～12時

【場所】 町民センター 1階 老人室

【内容】 人権相談

【相談員】 人権擁護委員

**自動車保有手続きに、ワンストップ
サービス(OSS)をご利用ください**

複数の機関に行く必要のあった自動車保有手続きが、インターネットを活用したシステム(OSS)により、いつでもオンライン申請ができるようになりました。

具体的な手続きは専用サイトをご覧ください。

【URL】

<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html>

【検索】「OSS 車」

【問い合わせ先】

ワンストップサービスヘルプデスク

☎ 050・5540・2000

（年末年始を除く平日8時30分～17時）

1月18日は「118番の日」です

海上保安庁では、海上における事件・事故などの緊急通報用電話番号として、平成12年から局番なしの「118番」の運用を行っており、平成23年から毎年1月18日を「118番の日」と制定しています。次のような場合、局番なし「118番」へご連絡ください。

- 海上における事件・事故に遭遇、目撃した。
- 油の排出等を発見した。
- 不審な船を見た。
- 密輸・密航事犯等の情報を得た。など

（固定電話、携帯電話、公衆電話、船舶電話から利用可）

【問い合わせ先】

宇和島海上保安部 管理課 ☎ 22・1591

冬の道路の通行は、出発前の準備をしっかりと！

四国の道路も、冬期は積雪や凍結によりスリップ事故や車の立ち往生が発生し、重大な事故・渋滞につながる場合があります。

お出かけ前の情報収集と冬用タイヤやチェーンの準備が必要です。

四国の道路情報は左記のとおりです。（四国道路情報」で検索）

【URL】

<https://www.skr.mlit.go.jp/road/info/index.html>

【問い合わせ先】

道路緊急ダイヤル（無料、24時間受付）

☎ #9910

国土交通省 四国地方整備局

道路部道路管理課

☎ 087・851・8061（代表）



市立宇和島病院からのお知らせ 受診時特別料金の徴収について

市立宇和島病院では、令和2年4月1日に地域医療支援病院として認可される予定となっております。他の医療機関との機能分担及び業務の連携が求められることから、初診時特別料金を値上げ、再診時特別料金の徴収を開始します。

また、救急外来の適切な利用のため、時間外特別料金の徴収を開始します。

ご理解いただきますようお願いいたします。

【適用日】 令和2年4月1日から

受診時特別料金（税抜き）

○ 初診時特別料金

他の医療機関等からの紹介状をお持ちでない初診患者

【変更前】 2,500円

【変更後】 5,000円（歯科は3,000円）

○ 再診時特別料金

市立宇和島病院から他の医療機関へ紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、受診した再診患者

【新規徴収】 2,500円（歯科は1,500円）

○ 時間外特別料金

軽症患者

【新規徴収】 5,000円

【その他】

徴収対象外の基準など、詳しくは市立宇和島病院までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

市立宇和島病院 ☎25・1111

「ひきこもり相談」のご案内

宇和島保健所では、保健師による「ひきこもり相談」を行っています。

自宅に6か月以上ひきこもり、学業や仕事に就かず、家族以外の人と密接な対人関係がもてない状態

が続いてお困りの本人や家族の皆さん、一人で悩まないでご相談ください。一緒に考えていきましょう。

【日時】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

8時30分～17時15分

【対象】

原則としてひきこもりの本人が18歳以上である場合の本人及び家族

【相談方法】

電話（随時）もしくは来所相談（予約制）

【費用】 無料

【申込・問い合わせ先】

宇和島保健所健康増進課 ☎22・5211

1月31日が納期限の税目等

町民税	第4期
国民健康保険税	
介護保険料	第7期
後期高齢者医療保険料	

納付書により現金で納付をしていただく方には、1月中旬に納付書を送付しています。

紛失された場合等は、町民課賦課徴収係へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

町民課 賦課徴収係 ☎42・1112

皆さんの声を聞かせてください

町政などに対するご意見・ご要望は、左記までお寄せください。

【提出・問い合わせ先】

総務課 ☎42・1111

✉ m-sounmu@town.matsuno.ehime.jp

年末年始の公共施設等の案内

12月27日（金）～令和2年1月6日（月）の公共施設やサービスの利用は表のとおりです。
詳しくは、役場までお問い合わせください。

○：利用可 ー：休み

	12月					1月					
	27日（金）	28日（土）	29日（日）	30日（月）	31日（火）	1日（水）	2日（木）	3日（金）	4日（土）	5日（日）	6日（月）
役場・支所	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
中央診療所外来診療	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
松野町隣保館・森の国ふれあいセンター	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
虹の森公園	○	○	○	○	○	ー	○	○	○	○	○
森の国ホテル・森の国ロッジ	休業中										
森の国ぼっぽ温泉	○	○	○	○	○（20時まで）	○（20時まで）	○	○	○	○	○
不器男記念館	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○	○
目黒ふるさと館	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○	○
広見斎場	○	○	○	○	○	ー	○	○	○	○	○
コミュニティバス	○	○	ー	○	ー	ー	ー	ー	○	ー	○
ごみ収集集	○	ー	ー	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
その他公共施設	使用可能（事前予約等が必要な場合があります。）										

【問い合わせ先】 松野町役場 42-1111（代表）

宇和島税務署からのお知らせ

まもなく所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となります。
確定申告の準備をお願いします。

○ 税務署の確定申告会場は、令和2年2月17日(月)開設！

宇和島税務署の確定申告会場の開設期間は、令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで（土、日曜日及び祝日を除く）です。

上記の期間より前は、確定申告会場を設置しておりませんのでご注意ください。（ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けています。）

受付時間は、8時30分から16時まで（相談開始は9時から）です。

ただし、会場の混雑状況により、16時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

期間中、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

なお、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます！

また、駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

○ 自宅から、e-Taxで申告を！

いつでもどこでもスマートフォンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から簡単に申告書が作成できます。

令和2年1月から、スマートフォンで申告する場合に表示される「スマホ専用画面」の利用対象範囲が大幅に拡大されます。

「ID・パスワード方式」と「マイナンバーカード方式」のいずれにも対応しています。詳しくは、以下の両方式の説明をご確認ください。

【ID・パスワード方式】

ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）があれば、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方でも、パソコンやスマートフォンでe-Tax申告ができます！

※1 ID・パスワードの発行を希望される方は、申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署にお越しください。

※2 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※3 マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応です。

【マイナンバーカード方式】

マイナンバーカードとICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、パソコンやスマートフォンからe-Taxで申告ができます！

【問い合わせ先】 ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

宇和島税務署（宇和島市堀端町1番38号） ☎22-4511

（自動音声の案内に従い、用件の番号を選択してください。）

県営住宅補欠入居者を募集します

既設の県営住宅に空家が生じた場合に入居していただく世帯を、次のとおり募集します。今回の申込みは、次年度の抽選日の前日まで有効です。

【申込期間】 令和2年2月3日(月)～10日(月)（申込書の配布は1月14日(火)から）

【申込場所】 県南予地方局建設部建築指導課（宇和島市天神町7番1号 県南予地方局庁舎3階）

【入居順位の抽選】 日時 令和元年3月5日(木)13時30分～

場所 南予地方局庁舎3階会議室（予定）

【家賃】 申込者等の収入等に基づき、公営住宅法に定める方法により算定されます。

【申込資格】 次のア、イ、ウのすべてに該当する方

ア. 現に同居し又は同居しようとする親族があり、住宅に困窮している方（単身者でも申込みが可能な場合があります。）

イ. 公営住宅法に定める収入基準に適合する方

ウ. 入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【入居予定日】 空家ができ次第、入居順位に従い連絡します。

【問い合わせ先】 県南予地方局建設部建築指導課 ☎22-5211（内線425）

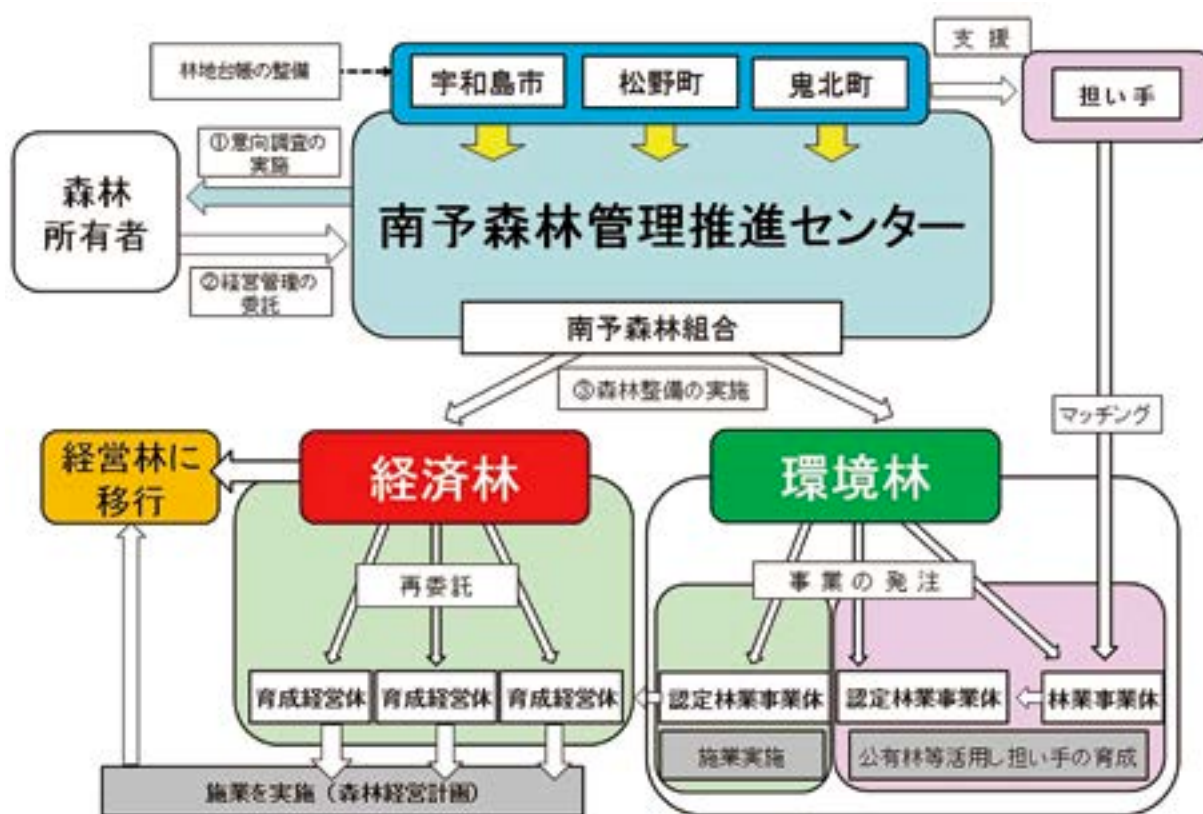
南予森林管理推進センターの設立について

平成31年4月に「森林経営管理法」及び「森林環境税法」が施行されたことに伴い、新たな森林管理制度がスタートしました。

この制度は、森林所有者が適切な時期に伐採や造林、保育を行う責務が明確化されるとともに、森林所有者自らが適切な森林管理を行えない場合は、市町が仲介役となり、所有者から経営管理の委託を受けて森林の集約化を図り、意欲と能力のある林業事業体に経営を委ねる一方、森林経営に適さない森林については、市町が森林環境譲与税を活用して森林の管理を行うものです。

市町は「主導的な役割を果たすべき主体」と位置づけられており、森林所有者から委託された森林を調査して採算性を判断することとなり、高度な技術力や判断力が求められることとなりますが、市町では林業の知識や技術を有する専門的職員が不足しており、これらの業務を支援する体制の整備が急務となっています。

そこで、南予地域では市町に替わってこの新たな森林管理システムを推進していくため、松野町、宇和島市、鬼北町、南予森林組合が共同で『南予森林管理推進センター』を令和元年12月20日に設立し、「森づくり」、「人づくり」の2つの柱を重点的に取り組むこととしました。



今後、同センターでは長期間、間伐が行われておらず、管理されていない山林とその森林所有者を調査する準備を進め、適正な森林整備に努めたいと考えています。順次、意向調査を実施していくこととなりますが、森林所有者の皆さまにはご理解とご協力をお願いします。

また、管内の森林が適正に管理されるよう、市町や森林組合との連絡調整や技術的支援を行うとともに、担い手不足や担い手の高齢化が進む中、新たな人材の確保・育成や省力化につながる新たな技術の導入を進め、手入れ不足となった森林の健全化と災害に強い森林づくりを推進していくこととしています。

母子家庭・父子家庭のみなさんへ 児童扶養手当について

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

1 支給要件

次の（１）～（９）の条件にあてはまる児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までの者）を監護している父又は母（父の場合は、生計を同じくしていることが必要）若しくは父母に代わってその児童を養育（その児童と同居して、監護し、生計を維持すること）している方（養育者）です。（いずれの場合も国籍を問いません。）

なお、児童の心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害）がある場合は、20歳未満まで手当を受けることができます。

- （１）父母が離婚した児童
- （２）父又は母が死亡した児童
- （３）父又は母が重度の障害の状態
- （４）父又は母の生死が明らかでない児童
- （５）父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- （６）父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- （７）父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- （８）母が婚姻によらないで懐胎した児童
- （９）父母ともに不明である児童

上記（１）～（９）の条件に該当されている方でも婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある等、場合によっては手当を受けることができません。

2 手当額（平成31年4月～）

対象児童が1人の場合

- （１）全部支給 月額 42,910円
- （２）一部支給 月額 10,120円～42,900円

児童が2人の場合（加算額）

- （１）全部支給 月額 10,140円
- （２）一部支給 月額 5,070円～10,130円

児童3人以降 ※児童が1人増すごとに下記の金額を加算

- （１）全部支給 月額 6,080円
- （２）一部支給 月額 3,040円～6,070円

3 所得の制限

請求者（受給者）の方の前年分の所得が一定額以上である場合は、その年度の手当の一部又は全部が支給停止になります。また、生計を同じくする扶養義務者（直系親族等）等の所得も審査します。

4 児童扶養手当の支払い

手当は、認定されると請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回、支払月の前月までの手当が支払われます。

- （１）支払方法 口座への振込
- （２）支払日 各支払月の11日（支払日が土・日・祝日と重なる場合はその前日）

5 児童扶養手当を受ける手続き

町民課までお問い合わせください。請求の手続や必要書類などをお知らせします。なお、県知事の認定を受けることにより支給されます。

【問い合わせ先】 町民課 児童福祉係 ☎42-1113

障がいがある方のための国の手当制度を紹介します

手続きに必要な診断書や書類は、問い合わせ先の窓口へ備え付けてあります。障がい種別により必要な書類や診断書が異なりますので、まずはお問い合わせください。

また、支給金額はすべて平成31年4月現在の金額であり、今後改定となる場合もありますので、ご注意ください。

特別児童扶養手当

身体又は精神に中度以上の障がいを有する児童を監護している父若しくは母、または養育者に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

【対象】 一定以上の障がいを有する20歳未満の児童。
ただし、施設等に入所している児童は対象になりません。

【支給金額】 1級（重度障がい児） 月額 52,200円
2級（中度障がい児） 月額 34,770円
ただし、所得によっては支給停止になる場合があります。

【問い合わせ先】 町民課 ☎42-1113

障害児福祉手当

身体又は精神に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある児童に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

【対象】 重度の障がいを有する20歳未満の在宅の児童。特別児童扶養手当と併給できます。
なお、次のいずれかに該当する場合は受給できません。
① 本人が施設等に入所している場合
② 障がいを事由とする公的年金の給付を受けている場合

【支給金額】 月額 14,790円
ただし、所得によっては支給停止になる場合があります。

【問い合わせ先】 保健福祉課 ☎42-0708

特別障害者手当

身体又は精神に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある方に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

【対象】 重度の障がいを有する20歳以上の在宅の方。
なお、次のいずれかに該当する場合は受給できません。
① 障害者支援施設等や特別養護老人ホーム等に入所している場合
② 病院、診療所、介護老人保健施設などに継続して3か月以上入院している場合

【支給金額】 月額 27,200円
ただし、所得によっては支給停止になる場合があります。

【問い合わせ先】 保健福祉課 ☎42-0708

防災安全コーナー

令和元年 消防団年末特別警戒



消防団では、12月27日(金)から31日(火)までの5日間、年末特別警戒を実施します。
 年末年始は、外出などで家を空けたり、事業所も無人になりがちです。
 また、この時季は空気が乾燥し、暖房器具や火気を使用する機会が増えます。
 お出かけ前はもちろんのこと、火の元には十分に注意し、火災のないようにしましょう。

～ ひとつから いいね！ で確認 火の用心 ～



こんなことにも注意しましょう！！

- 家の周りに燃えやすいものを置かない！
- タバコのポイ捨てをしない！
- 電気コンセントのほこりを掃除する！
- 暖房器具は点検をしてから使用する！
- ストーブをつけたまま寝ない！
- 野焼きなどは避けましょう！



予土線（松丸駅）から見える！

虹の森公園のイルミネーション

現在、虹の森公園でイルミネーションの点灯を行っています。場所は、おさかな館横の広場（広見川沿い）です。JR松丸駅からも見るができます。ぜひご覧ください。

【日 時】 12月14日(土)～1月31日(金) 17時30分～22時30分

※ 都合により時間短縮や点灯しない場合があります。

【問い合わせ先】 虹の森公園 ☎20-5006



適度な飲酒を心がけましょう

年末年始で飲酒の機会も増える季節です。お酒は、適量を上手に飲めばストレスや緊張を和らげるなどの効果がある反面、飲み過ぎると健康を害する危険性があります。節度ある適度な飲酒を心がけ、アルコールと上手に付き合しましょう。

適正飲酒量について

適量には個人差がありますが、1日の飲酒量を純アルコールにして約20g程度といわれています。

ビール (5%)	缶チューハイ (7%)	ワイン (12%)	焼酎 (25%)	日本酒 (15%)
 中瓶 1本 (500ml) 200kcal	 1缶 (350ml) 158kcal	 1.5杯 (180ml) 131kcal	 1/2合 (90ml) 130kcal	 1合 (180ml) 200kcal

- ・適量はいずれか1種類
- ・アルコールの代謝が遅い女性・高齢者は半分が目安とされています。
- ※ 飲酒習慣のない人に対して、この量の飲酒を推奨するものではありません。

適正飲酒10か条

1. 談笑し 楽しく飲むのが基本です
2. 食べながら 適量範囲でゆっくりと
3. 強い酒 薄めて飲むのがオススメです
4. つくろうよ 週に2日は休肝日
5. やめようよ きりなく長い飲み続け
6. 許さない 他人への無理強い・イッキ飲み
7. アルコール 薬と一緒に危険です
8. 飲まないで 妊娠中と授乳期は
9. 飲酒後の運動・入浴要注意
10. 肝臓など定期検査を忘れずに



(公社) アルコール健康医学協会、正しいお酒の飲み方とマナーより

上級者の美味しい飲み方

ストレートやロックでなく、水割りやウーロン割にすると、アルコール量を抑えることができます。

また、お酒と一緒にときどき水を飲みましょう。水が口の中をきれいにし、お酒を美味しく味わうことができるだけでなく、胃へのアルコールの刺激を弱くし、飲み過ぎの予防になります。

中央診療所でのインフルエンザ予防接種について

場 所	中央診療所	目黒診療所	吉野診療所	谷口診療所
実 施 期 間	令和2年2月28日(金)まで (土・日・祝日は除く)	1月9日(木) 2月6日(木)	1月16日(木) 2月13日(木)	1月23日(木) 2月20日(木)
実 施 時 間	16時～17時 ※診察がある場合は診察時に接種できます。	13時30分～15時		
料 金	6か月～2歳：1回 2,300円 65歳以上：12月27日(金)まで 令和2年1月6日(月)～2月28日(金)まで 1回 4,400円 ※ 松野町に住民票のある0歳から令和2年3月末までに18歳になる方には、予防接種費用の一部補助があります。詳しくは、保健福祉課（☎42-0708）にお問い合わせください。			
持 参 品	65歳以上の方は、送付されている問診票を持ってきてください。			
問い合わせ先	中央診療所 ☎42-0707			

緊急でない受診・問い合わせは、なるべく診療時間内をお願いします。

～中央診療所の外来診療時間～

受付時間 7時～11時30分 12時～17時 診療時間 9時～12時 14時～17時15分

○土・日・祝祭日・年末年始(12月28日～1月5日)は休診です。

※ 開業医、休日当番医をご確認ください。

※ 毎週火・水曜日、1月31日(金)は医師1名での診察となります。

～出張診療所の外来診療日・時間～

目黒診療所 1月9日(木)・吉野診療所 1月16日(木)・谷口診療所 1月23日(木)

受 付 時 間 13時～16時 診療時間 13時30分～16時30分 ※都合により変更する場合があります。



看護師緊急募集中 (短時間勤務等要相談) 【問い合わせ先】 中央診療所 ☎42-0707

運営等の状況の公表

5 職員の服務の状況

地方公務員法では、服務の根本基準として、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

松野町では、服務の宣誓に関する条例をはじめとして、服務に関する各種の規定により、住民の疑惑や不信を招くことのないよう、機会あるごとに注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の実施状況

研 修 名	参加者
新規採用職員研修会	5人
市町職員課長級研修会	1人
部長級・次長級セミナー	1人
人事評価目標設定研修	52人
こころの健康づくり講座	56人
県人権対策協議会地域啓発講座	2人
全国人権・同和教育研究大会	1人
四国地区人権教育研究大会	1人
南予地区人権・同和教育研究大会	1人
市町職員人権研修	3人
法制執務研修	31人
財政運営実務講座	1人
社会福祉施設長資格認定講座	1人
自治体職員のためのデータ分析基本研修	1人
人事評価評価者研修・適正化研修	24人

(2)勤務成績の評定の状況

人事評価制度を導入し、能力・実績に基づく人事管理を行なうことにより、公務能率の向上に努めました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)福利厚生制度に係る負担状況（普通会計決算）

区 分	負 担 金 額
愛媛県市町村職員共済組合	86,750千円
愛媛県市町村職員互助会	664千円

(2)健康診断等の状況

区 分	概 要
職員健康診断	10月30日、コミュニティセンターにおいて、職員定期健康診断を行いました。
健康相談	上記職員健康診断後に、産業医、保健師による健康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。
産業医職場巡視	月に1回、産業医と人事担当者が職場巡視を行い、業務環境を通じて健康障害の防止等に努めました。

(3)職場の安全衛生の状況

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(4)公務災害の状況

区 分	認定件数	災 害 の 概 要
公 務 中	1	作業中に物が落下し、右足甲を負傷した。
通 勤 災 害	0	

8 公平委員会に係る業務の状況

- (1)勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- (2)不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし
- (3)苦情の処理の状況 該当なし

松野町人事行政の

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び松野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成30年度における人事行政の運営等の状況概要を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の採用及び退職の状況

区分 職種	採 用	離 職							合計
		退 職				免 職			
		定年	普通	死亡	任期滿了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	4	1	4	0	0	0	0	0	5
医 療 職	1	0	1	0	0	0	0	0	1
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	5	1	5	0	0	0	0	0	6

職員数

平成30年度末現在	
一般職員	88人

（注）一般行政職には、他に区分されない職種も含まれています。

2 職員の給与の状況

(1)人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 （平成30年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考） 29年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
30	3,932	3,386,557	62,954	598,073	17.7	16.1

(2)職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
30	72	226,298	39,028	92,359	357,685	4,968

（注）1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間等

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	土・日曜日

（注）勤務によっては始業、終業、週休日などが異なる場合があります。

(2)休暇

種類	休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	1年につき20日（前年の繰越日数の上限20日のため、最高40日）
	病気休暇	公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については90日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	特別休暇 （主な休暇） 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、夏季休暇、その他 その他：裁判員、証人等として出頭する場合、骨髄提供者となる場合、ボランティア活動に参加する場合、子の看護をする場合、災害時など	公民権の行使 必要と認められる期間
		産前休暇 8週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に出産の日まで
		産後休暇 出産後8週間
		忌引 配偶者・父母の場合7日等
		結婚休暇 連続する5日の範囲内の期間
無給休暇	介護休暇	夏季休暇 7月から9月までの期間内における連続する3日の範囲内の期間
		一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分 (単位：人)

休職	降給	降任	免職
1	0	0	0

※分限処分とは、職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持するため、職員の意に反して行われる処分のことをいいます。

(2)懲戒処分 (単位：人)

戒告	減給	停職	免職
5	0	0	0

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して任命権者が課する制裁であり、職員の道義的責任を明らかにすることにより地方公共団体の規律と秩序を維持するための処分です。

1月の森の国行事予定表

発行／松野町役場

編集／総務課

〒768-2162 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343
☎0895・42・1111

URL: <http://www.town.matsuno.ehime.jp/>
E-mail: m-sounu@town.matsuno.ehime.jp

日	曜日	予 定
1	水	元日 市立宇和島病院 外科 ☎25-1111 市立宇和島病院 内科 ☎25-1111 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 町立北宇和病院 ☎45-3400
2	木	JCHO宇和島病院 外科 ☎22-5616 JCHO宇和島病院 内科 ☎22-5616 上田小児科・外科 ☎25-0100 市立吉田病院 ☎52-0611
3	金	令和2年成人式 しませ医院 ☎27-1888 田中循環器科内科 ☎22-0504 こおり小児科 ☎24-5633 旭川荘南愛媛病院 ☎45-1101
4	土	
5	日	鎌野病院 ☎24-6611 宇都宮内科胃腸科 ☎25-7228 やくしじこどもクリニック ☎24-1386 市立津島病院 ☎32-2011
6	月	
7	火	
8	水	小中学校始業式
9	木	
10	金	
11	土	
12	日	ますだクリニック ☎23-6611 松澤循環器科内科 ☎25-5858 こばやし小児科 ☎23-1150 町立北宇和病院 ☎45-3400
13	月	成人の日 友松外科・胃腸科 ☎22-0410 笹岡内科 ☎24-3886 こおり小児科 ☎24-5633 松野町国保中央診療所 ☎42-0707
14	火	
15	水	
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	第52回松野町駅伝大会 河野整形外科クリニック ☎22-1822 わたなべハートクリニック ☎25-1717 上田小児科・外科 ☎25-0100 富山医院 ☎45-0360
20	月	
21	火	
22	水	
23	木	
24	金	
25	土	森の国人権の集い
26	日	加藤整形外科 ☎22-7111 沖内科クリニック ☎25-3335 やくしじこどもクリニック ☎24-1386 大野内科医院 ☎45-0141
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	
31	金	

ごみ収集日程表

可燃物

月	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
火	松丸・吉野・蕨生・奥野川
水	
木	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
金	松丸・吉野・蕨生・奥野川

※吉野葛川地区…毎週火曜日

不燃物 資源

月	松丸・吉野・蕨生・奥野川
火	
水	
木	
金	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒

※上家地…第1・第3金曜日
吉野葛川地区…第2・第4月曜日

PETボトル びん・かん

月	
火	
水	町内全域
木	
金	

※上家地…第2・第4水曜日
吉野葛川地区…第1・第3水曜日

古紙類

月	
火	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
水	
木	松丸・吉野・蕨生・奥野川
金	

※上家地…第2火曜日
吉野葛川地区…第1木曜日

**混ぜればゴミ！
分ければ資源！
ゴミの減量化に
ご協力ください！**

※休日当番医は、変更になることがありますので、新聞や電話等で確認し、事前に症状を説明し受診しましょう。